

広島市青少年センター使用料一覧表 [令和元年10月1日改定]

I ホール使用料

時間区分 徴収区分			午前 9 - 12	午後 13 - 16	夜間 17 - 21	午前午後 9 - 16	午後夜間 13 - 21	1日 9 - 21	超過料金 (30分まで毎に)	
									9 - 17	その他
青少年	入場料 なし	平日	4,230	4,760	8,090	7,290	10,340	13,810	940	1,890
		土曜日・ 日曜日・ 休日	5,160	5,680	9,680	8,760	12,340	16,600	1,120	2,240
		平日	7,420	8,220	13,810	12,610	17,670	23,780	1,610	3,240
	入場料 あり	土曜日・ 日曜日・ 休日	8,890	9,950	16,600	15,140	21,280	28,440	1,970	3,940
		平日	21,790	24,310	40,540	36,830	51,870	69,290	4,760	9,530
		土曜日・ 日曜日・ 休日	26,040	29,100	48,660	44,140	62,230	83,110	5,680	11,370
その他	入場料 なし	平日	37,490	41,740	69,550	63,290	88,970	119,030	8,220	16,450
		土曜日・ 日曜日・ 休日	44,940	49,990	83,380	75,940	106,670	142,850	9,950	19,910

注：①「入場料」とは、入場料、観覧料、その他これらに類する金銭をいう。②「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

II ホール附属設備使用料

品名	単位	使用料	適用
ピアノ	1台につき	4,400	調律料は使用者の負担とする。
拡声装置	1式につき	2,200	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイク2本を含む。
マイク	1本につき	640	マイクスタンドを含む。
録音用吊りマイク	1式につき	2,200	録音専用のテープレコーダーを含む。
スポットライト	1台につき	520	
ピンスポットライト	1台ごとに	1,620	
電源装置	1Kwごとに	250	持ち込み電気器具の定格消費電力につき算定する。
山台	1個につき	200	
所作台	1式につき	6,600	
楽屋用設備	1式につき	2,200	
浴室	1室につき	2,200	

注：使用料は、午前(9 - 12)、午後(13 - 16)、夜間(17 - 21)のそれぞれ毎に徴収する。

III 各部屋使用料

部屋名	使用時間							
	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	3時間を超え 1時間までに
大集会室・ レクリエーション室	4,170	5,560	6,950	8,340	9,730	11,120	12,510	1,390
会議室・講義室・和室・ 実習室・音楽室・美術室	1,380	1,840	2,300	2,760	3,220	3,680	4,140	460